

中之条町土砂等による埋立て等の規制に関する条例に係る経過措置

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に小規模特定事業を行っている者は、この条例の施行の日から3月間は、第7条第1項の規定にかかわらず、当該小規模特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同項の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

